

名古屋高速道路公社低入札価格調査実施要綱

平成 16 年 3 月 31 日 16 通達第 8 号
平成 21 年 3 月 30 日 21 通達第 1 号改正
平成 21 年 7 月 28 日 21 通達第 6 号改正
平成 23 年 7 月 15 日 23 通達第 8 号改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、名古屋高速道路公社が発注する工事について、名古屋高速道路公社 会計規程（昭和 46 年名古屋高速道路公社会計規程第 18 号。以下「会計規程」という。）第 74 条第 1 号に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした 者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が されないおそれがあると認められるとき」の調査の基準及び落札者の決定方法について必要な事項を定める。

(対象工事)

第 2 条 この要綱の対象となる工事は、競争入札に付する工事で、原則として予定価格が 1,000 万円を超えるものとする。

(調査の基準)

第 3 条 前条の規定によりこの要綱が適用される工事について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の調査の基準は、その者の申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）が、予定価格に次項に基づき算定された割合を乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

2 割合の算定は、予定価格の算出の基礎となった構成費目ごとに次の各号に掲げる額の合計額に、100 分の 105 を乗じて得た額を予定価格で除して行うものとする。この場合において、その割合が 10 分の 9 を超えるときは、10 分の 9 とし、10 分の 7 に満たないときは、10 分の 7 とする。

- 一 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額
- 二 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- 三 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- 四 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

3 前項を適用することが適当でないと認められる特別なものについては、前項の算定方法にかかわらず 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲内で適宜の割合とする。

(入札の執行)

第4条 理事長は、事前に入札参加者へ調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、必ずしも落札者とならず調査後改めて落札者を決定する旨を周知するものとする。

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、入札者に対して落札の決定を保留するものとする。

(失格判断基準)

第5条 失格判断基準は、調査基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準をいうものとし、次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

一 入札価格に対応した工事費内訳書の直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の10分の7.5の額に満たない場合

二 入札価格に対応した工事費内訳書の共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額の合計額が、予定価格の算出の基礎となった共通仮設費の額の10分の7の額、現場管理費の額の10分の7の額及び一般管理費の額の10分の3の額の合計額に満たない場合

2 失格判断基準の設定は、予定価格の設定に併せて行うものとする。

(調査の実施)

第6条 理事長は、第3条に定める調査基準価格に満たない金額の入札があった場合には、次のような内容により入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

一 その価格により入札した理由(必要に応じ、入札価格の内訳書の提出)

二 手持ち工事の状況

三 手持ち資材の状況

四 資材購入先及び購入先と入札者との関係

五 労務者の具体的供給見通し

六 過去に施工した公共工事名及び工事成績

七 経営状況(必要に応じ、取引金融機関又は保証会社等へ照会)

八 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等)

九 その他必要な事項

(調査等の結果)

第7条 理事長は、前条により実施した調査の結果について低入札価格調査書(様式1)に基づき一般競争入札にあつては競争参加資格審査委員会(工事等請負業者の決定等に関する細則(平成9年名古屋高速道路公社細則第3号。以下「細則」という。))第12条第1項に規定する委員会をいう。以下「審査委員会」という。)、指名競争入札にあつては、指名業者選定委員会(細則第16条

第1項に規定する委員会をいう。以下「選定委員会」という。)に審査を行わせるものとする。

2 審査委員会又は選定委員会は、前項の審査を行った場合は、審査の結果を低入札価格審査結果報告書(様式2)により理事長に報告するものとする。

(落札者の決定)

第8条 理事長は、前条第2項により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、速やかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、入札参加者全員に対し、その旨(様式3)を通知するものとする。

2 理事長は、前条第2項により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第6条以下と同様の手続を行い、落札者を決定するものとする。

3 前項により、次順位者を落札者と決定したときには、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては、落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対しその旨を通知するものとする。

附 則

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(抄)

この通達は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日までに入札又は入札公告を行った工事については適用しない。

附 則

この通達は、平成21年8月1日から施行する。ただし、平成21年7月31日までに入札又は入札公告を行った工事については適用しない。

附 則

この通達は、平成23年8月1日から施行する。ただし、平成23年7月31日までに入札又は入札公告を行った工事については適用しない。

低入札価格調査書

工 事 名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事	
路線等の名称	○○○○○○○○○○○○○○線	
工事場所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○地内	
工事概要	延長 m ○○○○○○工…一式 ○○○○○○工…○○m ○○○○○○工…○○㎡	
入札執行日	平成 年 月 日 ()	
最低価格入札業者名		
入札価格	円 (基準価格 円)	
調 査 項 目	その価格により入札した理由	・現場付近の工事実績があり、熟知しているのでは非受注したい工事である。 ・工事材料の内、○○○○○は関連会社から安く入手できる 等
	手持ち工事の状況	・昨年度受注実績 ○○件 ○○○○円 ・今年度受注実績 ○○件 ○○○○円 ・現在建設中の工事（代表的なもの） ○○○○○○○○工事 ○○○発注 ○○○○円 ○○○○○○○○工事 ○○○発注 ○○○○円
	手持ち資材の状況	・○○○○○は設計数量以上に保有している。
	資材購入先及び購入先と入札者との関係	・生コンクリート…○○○○○会社
	労務者の具体的供給見通し	
	過去に施工した公共工事名及び工事成績	・公社発注の前年度施工済工事の中から、代表的な工事を記入する。（2件程度）
	経営状況	
	信用状況	
	その他必要な事項	
総合的な意見		

様式2

低入札価格審査結果報告書

平成 年 月 日

理事長殿

競争参加資格審査委員会

指名業者選定委員会

下記工事について、競争参加資格審査委員会及び指名業者選定委員会で審査した結果、適合した履行が確保される
と認められます。
確保されない

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工事場所
様式3

第 号
平成 年 月 日

様

理 事 長 名

平成 年 月 日に入札を行った下記工事について、調査の結果、貴社（〇〇〇〇株式会社）を落札者と決定しました。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 落 札 金 額 金 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

(入札調書記載金額金 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円)

※ 落札業者へ通知を出す場合は「貴社」、その他の入札業者に対して通知を出す場合は落札業者名「〇〇〇〇会社」を記載する。